

閲覧用

令和 8 年 5 月 25 日

第 5 回大河原町農業委員会定例総会議事録

大河原町農業委員会

令和 8 年 第 5 回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 5 月 25 日（月曜日）午前 10 時 00 分から

2. 開催場所 大河原町役場 3 階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員 9 名・農地利用最適化推進委員 6 名 合計 15 名）

農業委員 1 小笠原 良 一

農業委員 2 角 田 真由美

農業委員 3 鎌 田 美智雄

農業委員 4 菅 野 正 信

農業委員 5 佐 藤 富 男

農業委員 6 庄 司 貞 良

農業委員 7 鈴 木 勉

農業委員 8 松 井 誠 子

農業委員 9 長 山 清 市

推進委員 2 鈴 木 利 弘

推進委員 3 高 橋 卓 也

推進委員 4 長 山 務

推進委員 6 橋 本 康 範

○欠席委員

推進委員 1 坂 口 久 雄

推進委員 5 長 山 恵

○事務局出席者

事務局長

鈴 木 浩

事務局次長 佐 藤 義 則

事務局係長

半 澤 壮 都

事務局主事 阿 部 智 也

中間管理事業マネージャー

大 宮 廣 昭

事務局員 佐 藤 香 織

4. 議事日程

○日程第 1 会議録署名委員の指名

○日程第 2 会期決定

○日程第 3 議事

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める件

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

○日程第 4 報告

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について

○日程第 5 協議事項

協議事項 1 令和 8 年度農地等の利用の最適化に関する意見のとりまとめについて

○その他

5. 会議概要

午前 9 時 55 分 開会

○事務局長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）
お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。それでは定刻前ではございますけれども、只今から令和 8 年第 5 回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。
農業委員会会議規則第 6 条及び第 10 条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思ひます。では会長よろしくお祈ひします。

○会 長 はい、それでは皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）
大変ご苦勞さまでございます。久しぶりに大変清々しい氣候になったなという風に思っております。
それから大変忙しい時期が今月には終わりました、私を除いてほとんど田植えの方は終わった様ですけど、ご苦勞様でした。

つい先日、わたし仙台の方で県の監事会がありまして、私なりに皆さんにお伝えしたいなと思っていた事は、この前監査会の終了後部長の方から「長山さん、何かありませんか？」って言われまして、よく今皆さんもご存じの通り、宮城県だけではなく色々全国的に高齢化社会で、段々農作業に従事している方が少なくなっている。やっている人が本当の一握りになってきているという事を話まして、県としても何か高齢化社会だけでなく、末端に各市町村の農地の見直しとか、そういうのも少し考えて色んな指導をして欲しいと要望もしてきました。私を含めて 3 人の監事が行きましたが、皆さん共有して良かったかなと思っております。

それから色々ありましたけど、これから前向きに頑張っていきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。では早速ですけど議事に入りたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

○議 長 まず本日の出席ですが、2 名の方が欠席となっております、本日の出席数は 13 名で、農業委員会に関する法律第 27 条の第 3 項の規定を満たしておりますので、この総会は成立している事をまずご報告致します。

次に日程第 1「会議録署名委員の指名」でござひますが、大河原町農業委員会会議規則第 31 条の第 3 項の規定に基づきまして、5 番の佐藤富男委員と 6 番の庄司貞良委員にお願い致します。よろしくお祈ひします。

それから日程第 2「会期の決定」でござひますけれども、本日 1 日でよろしいでしょうか？お諮り致します。（「はい。」の声あり。）

異議なしという事でござひますので、本日 1 日とさせていただきます。ありがとうございます。

次に日程第 3「議事」に入ります。本日の議事は議案第 1 号から第 2 号、そして報告事項及び協議事項となっております。よろしくお祈ひします。まず第 1 号議案「農地法第 3

条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号 1 を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号 1・西部地区。申請地と致しましては、字新東。地目台帳が田、現況が畑。面積が 708 ㎡となっております。理由と致しましては、賃貸人相手方要望により貸付ける。賃借人当該農地を借受け農業経営の充実を図る。権利の設定と致しましては、賃借権設定です。対価総額と致しましては 18,000 円、10 アール当たり 25,424 円。契約期間と致しましては、許可日から令和 11 年 3 月 31 日までとなっております。賃借人の農業経営状況と致しましては、総会資料記載のとおりです。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。賃借人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。現在この農地にはビワの木が植えてあり、それを加工し販売するという事です。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。賃借人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。特に問題はありません。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。はい、鎌田委員

○鎌田美智雄委員 はい。ここは私の地元なので結構前を通るのですが、以前精米機の機械を置いてまして。

○議長 精米機？

○鎌田美智雄委員 精米機、クボタだったかな。

○高橋卓也委員 10 年くらい前かな。

○鎌田美智雄委員 俺も農業委員になる前だから、タッチしてないのだけど、それがいつの間にか撤去されていて、農地だったので町から指導されたのか？あと今ここを見ていると。

○高橋卓也委員 自販機が置いてある。

○鎌田美智雄委員 自販機が置いてあるけど、これは無許可で置いてある？

○議長 はい、事務局説明お願い致します。

○事務局係長 はい。事務局の方でここの地番を見る限り、特段農地転用の申請はなかった様です。自販機の所は境界を見て越境している様なら、改めて転用の申請が必要になってくるのかなと思います。

○議長 はい。鎌田委員、そういう事だそうです。

○鎌田美智雄委員 ビワの木って聞きましたけど、ビワの木だった？俺から見ると木が生えて、荒れている様にしか見えなかったの。

○高橋卓也委員 この賃貸人は相続して直ぐで、今までお父さんがビワの木をやっていた。

○鎌田美智雄委員 親父さんがやっていたの？

○高橋卓也委員 親父さんが管理をしていましたが、元々奥さんの土地で、奥さんが亡くなって、その賃貸人が相続したって状態。お父さんの方ももう動けなくなってしまって。

○議長 ずっと前にそういう事があって、代替わりして貸付したって事でしょ？

○会長職務代理者 現在自販機置いてあるでしょ、不味いよね？

○議長 分かった時点で申請してもらわないとだめだね。

○事務局係長 そうですね。事務局の方でも現地確認に行かせてもらって。

○議長 今度事務局でも確認してね。

○事務局係長 はい、そうします。

○鎌田美智雄委員 それとここ丁度信号機の角で、ビワの木だけで荒れているわけではない様ですから、管理をちゃんとして頂かないと交差点の信号がある場所なので、それを含めてお願いしたい。

○議長 そうしたらその周りも管理してもらう様に。

○事務局係長 そうですね。

○議長 一つよろしくお願いします。その他ございませんか？（「ないです。」の声あり。）

なかったらこれから採決を致します。第1号議案の進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

（※事務局追記）総会後に確認したところ、自販機箇所は分筆されており、農地から外れていた。

次に進行番号2を上程します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号2・東部地区。申請地と致しまして、大谷字上原。地目台帳及び現況が田。面積が922㎡となっております。その外1筆ございまして、合計田2筆、面積計1,756㎡。理由と致しましては、賃貸人相手方要望により貸付ける。賃借人当該土地を借受け農業経営の充実を図る。権利の設定と致しましては賃借権設定です。対価総額は110kg、10アール当たり60kgとなっております。契約期間と致しましては、令和8年6月1日から令和18年5月31日までとなっております。賃借人の農業経営状況と致しましては、総会資料記載のとおりです。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。はい、事務局から。

○事務局係長 すいません。一部修正がありまして、位置図のほう、タブレットだと8ページに入っていますが、色を塗る所がずれていた様で、一筆ずれて奥側の方になります。そこの2筆になりますのでお願いします。

○議長 はい、修正をお願いします。それでは進行番号2の担当委員の説明をお願い致します。はい、橋本委員。

○橋本康範委員 はい、詳細については事務局の説明の通りになります。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。賃借人は、事務局説明の通り家族で経営している状況です。耕作に必要な農機具等も備え、借り受ける事については問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。稲作としての活用となりますが、取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲だと思います。ただこれまで畑作として活用していた様なので、久しぶりの水田という事もあり、その辺は注意して見て行くべきなのかなと思います。また周辺には稲作のほか場もあり、特に支障はないと思います。3、農

業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。賃借人は個人経営なので該当しません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。これについては私も確認不足ではありますが、ここは今まで認定新規就農者が畑として耕作していたという事もありまして、そこからの水田への活用と今回はなるので、その辺については事務局及び菅野農業委員の方から補足等ありましたら、よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。はい、菅野委員。

○菅野正信委員 はい、補足します。賃借人は、退職して初めて稲作をやるって事で、今年から始める人です。年齢は66で、国家公務員を辞めて1年半くらいです。

○橋本康範委員 ちなみに農地については先ほど事務局側から説明がありましたが、1枚白抜きの所の地図ですね。その1枚上、方角的に西側になると思いますけど、線路側に水田があってそれが2枚。1枚畔が抜いてあって1枚になっている。そこでもう田植えは終わっている状況です。

○議長 はい、分かりました。名前聞いても本人が分からなかったけど、今どなたか分かりました。中々真面目に一生懸命やろうとしている姿は見えたので、私も見ていました。あと事務局から何か？

○事務局次長 事務局からの補足はないです。

○議長 その他皆さんの方から何かございませんか？（「ないです。」の声あり。）
なければこれから採決を致します。第1号議案の進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に進行番号3を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 進行番号3・西部地区。申請地と致しましては、福田字大在家。地目台帳及び現況が畑。面積が238㎡となっております。その外4筆ございまして、計畑5筆、合計が1,368㎡です。理由と致しまして、譲渡人耕作不能により譲渡す。譲受人当該土地を譲受け農業経営の充実を図る。権利の移転の別と致しましては所有権移転です。対価総額は100,000円、10アール当たり73,099円となっております。移転時期と致しましては許可後です。譲渡人の農業経営状況と致しましては、総会資料記載のとおりです。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、小笠原委員。

○小笠原良一委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は野菜で、取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。一般的な野菜の栽培を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は個人経営なので該当はしません。また信託の引き受けによる権利の

取得ではありません。4、意見について。特に問題はないと思われます。ご審議方よろしく
お願いします。

○議 長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。質疑のある
方は挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。それではなしと認めまして、これから採決を致します。第1号議案・進行番号3
について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し
知事に進達する件」でございます。進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致しま
す。

○事務局主事 はい。第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付
し知事に進達する件」進行番号1・西部地区。申請地と致しましては、字新南。地目台帳
及び現況が畑。面積が401㎡となっております。申請理由と致しましては、貸人無償で当
該地を貸す。借人当該土地を借り受け、居宅を建築し永住する。権利設定と致しましては
使用貸借権設定です。施設概要と致しましては、居宅建築124.99㎡、カーポート2台。工
事期間と致しまして、令和8年8月1日から令和9年2月28日まで。農地区分が第3種農
地です。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりました。続いて担当委員
の説明をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生
させる恐れがあるか。場所は大河原町役場南側にある住宅地にあり、平坦かつ区画整理さ
れている事から、何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及
ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周
辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に畑がありますが影響はない
と思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて
該当はしません。5、意見について。特に問題箇所はないと思われますので、ご審議方よ
ろしくお願いします。以上です。

○議 長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質
疑のある方は挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ありませんという事でございますので、これから採決を致します。第2号議案の
進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号2・金ヶ瀬地区。申請地と致しましては、堤字北岸。地目台帳及び現況
が畑。面積が275㎡となっております。申請理由と致しましては、賃貸人相手方要望によ
り賃貸する。賃借人当該土地を借り受け、生活用通路として利用する。権利の設定と致し
ましては賃借権設定です。期間は5年間となっております。施設概要と致しましては生活
用通路275㎡。農地区分は第2種農地です。備考と致しまして、許可前の無断転用であっ
たため顛末書の提出がございます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、松井委員。

○松井誠子委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は賃借人より生活用道路として長年使われており、何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に畑はありますが、周辺農地への支障はないかと思われま。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。平成28年からの違反転用案件ではございますが、顛末書の提出もあり、追認という形で問題はないと思います。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手をお願い致します。はい、鎌田委員。

○鎌田美智雄委員 はい。生活道路として借りるという事ですけど、5年間の契約という事でいいのですか？

○議長 はい、それでは事務局。

○事務局係長 はい。5年間で契約は結びますが、自動更新という事で賃貸借契約書に書いてありますので、何も問題がなければそのまま契約は続いていくって形で、書類の方は提出を頂いております。

○議長 はい、そういう事です。よろしいですか？（「はい。」の声あり。）

他にございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。なければ質疑なしと認めまして、これから採決を致します。第2号議案の進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当とする事に致します。ありがとうございました。

次に報告第1号「農地法第5条ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。報告第1号「農地法第5条ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について」進行番号1・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、新寺字本屋敷。地目台帳及び現況が田。面積が691.1㎡となっております。その外5筆ございまして、合計田6筆、計1,775㎡です。申請理由と致しましては、貸人相手方要望により貸付ける。借人当該土地を借り受け、金ヶ瀬西地区ほ場整備事業に伴う残土ストックヤードとして使用する。一時転用となっております。権利の設定と致しましては、借地権設定です。転用目的と致しましては、金ヶ瀬西地区ほ場整備事業工事に伴う残土ストックヤード1,775㎡。工事期間と致しましては、許可日から令和10年3月31日までとなっております。農地区分は農振農用地です。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は、挙手をお願い致します。（「ないです。」の声あり。）

はい。ないという事でございますので、これで報告第1号の進行番号1を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

次に協議事項の第1号「令和8年度農地等の利用の最適化に関する意見のとりまとめについて」上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局係長 はい。(協議事項第1号について、資料を基に朗読説明。)

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の方から意見がございました。皆さんの方から何か意見のある方は、挙手でお願い致します。ないですか? (「ありません。」の声あり。)

はい。ないという事でございますので、これで協議事項の第1号を終わりたいと思います。

以上を持ちまして本日の案件は全て終了しました。大変ご苦勞様でした。これで終わりたいと思います。それでは事務局。

○事務局長 はい、会長ありがとうございました。それでは最後に閉会の挨拶を庄司職務代理者よりお願い致します。

○会長職務代理者 はい、本日はご苦勞様でした。これで会議を終わります。お疲れ様でした。(「お疲れ様でした。」の声あり。)

午前10時33分 閉会

令和8年5月25日の会議録署名委員

議 長

長 山 清 市



印

署名委員（5番委員）

佐 藤 富 男



署名委員（6番委員）

庄 司 貞 良



令和8年5月 第5回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）